

平成26年度 西条市 財務書類

普通会計 財務書類の概要

市の会計は、一般家庭の家計簿と同様に、歳入歳出という現金の動きのみを記したもので、「現金主義」と呼ばれています。この方式では、市の資産や負債の状況にかかるコストがわかりにくいという特徴があります。

一方、企業が採用している会計は、収入や支出の事実が発生した時点で計上するもので、「発生主義」と呼ばれています。この方式には、現金以外の資産負債を含めた行政資源の動きを記録できるという特徴があります。

これまで、市の財政状況は「現金主義」に基づく決算書等によって公表してきましたが、それでは明確に示されない資産負債等の情報を補うため、「発生主義」の手法を導入し、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の財務書類を作成しました。

この財務書類を活用することによって、健全な財政運営や限りある財源を有効に活用し、より良い行政サービスの提供に役立てていきます。

作成にあたっては、総務省方式改定モデルを採用しています。

◎普通会計財務書類の作成基準

1 対象会計

- 一般会計
- 小規模下水道事業特別会計（一部）
- ひうち地域振興整備事業特別会計
- 土地開発事業特別会計
- 住宅新築資金等貸付事業特別会計
- 畑地かん水事業特別会計

2 作成基準日

平成27年3月31日を作成基準日としています。

各諸表の説明

1 貸借対照表

貸借対照表とは、年度末における資産、負債などの状況をひとつの表にまとめたものです。表の左側に資産（土地、建物など）、右側に負債（借金など）と純資産（資産と負債の差）が記載され、左右の表の合計額がつりあうようになっていることから、バランスシートともいいます。

貸借対照表は、西条市が現在どのような資産を持っており、また、それを形成するために、今までの世代がどれだけ負担し、将来の世代がこれからどれだけ負担するかを表しています。

⇒別添 普通会計貸借対照表をご覧ください。

[資産の部]

1 公共資産

(1) 有形固定資産

西条市が保有する土地、建物、道路、公園等の不動産などを行政目的別に区分して計上しています。

(2) 売却可能資産

基準日時点で、公用もしくは公共用に供されていない資産の売却可能額を計上しています。

2 投資等

(1) 投資及び出資金

財団法人や社団法人等への出資残高や保有している有価証券の額などです。

- (2) 貸付金
第三者に貸付を行っている額です。
- (3) 基金等
 - ②その他特定目的基金
将来の目的に備え、預金等で保有している積立金の額です。
主なものに、福祉基金、漁業振興対策基金、国際交流基金、ひうち地域振興整備基金などがあります。
 - ③土地開発基金
公共用に供する土地をあらかじめ取得するために積み立てた基金の額です。
- (4) 長期延滞債権
市税や負担金、使用料などの収入未済額のうち前年度以前の額です。
- (5) 回収不能見込額
長期延滞債権のうち翌年度以降回収不能と見込まれる額です。

3 流動資産

- (1) 現金預金
 - ①財政調整基金
将来の資金不足に備えて、預金等で保有している積立金の額です。
 - ②減債基金
将来の地方債償還に備えて、預金等で保有している積立金の額です。
 - ③歳計現金
年度末に、西条市が保有している現金及び金融機関に預けている預金の額です。
- (2) 未収金
 - ①地方税
市税の収入未済額のうち当年度分の額です。
 - ②その他
負担金、使用料等の収入未済額のうち当年度分の額です。
 - ③回収不能見込額
未収金のうち翌年度以降回収不能と見込まれる額です。

[負債の部]

1 固定負債

翌々年度以降に支出が予定される地方債や職員に対する退職手当予定額を固定負債として計上しています。

- (1) 地方債
西条市が借り入れた地方債のうち、翌々年度以降に返済が予定される額です。
- (2) 長期未払金
 - ①物件の購入等
翌々年度以降も支払いが確定している額です。
 - ③その他
市以外の事業主体の借入金のうち翌々年度以降に返済に対して助成が予定される額です。
- (3) 退職手当引当金
在籍している職員が、年度末に全員退職すると仮定した場合に支払う額のうち、翌々年度以降に支出が予定される額です。

2 流動負債

1年以内に支出が予定される地方債などを流動負債として計上しています。

- (1) 翌年度償還予定地方債
西条市が借り入れた地方債のうち、翌年度中に返済が予定される額です。
- (3) 未払金
市以外の事業主体の借入金のうち翌年度の返済に対して助成が予定される額などです。
- (4) 翌年度支払予定退職手当
翌年度に支出が予定される額です。
- (5) 賞与引当金
翌年度に支払うことが予定される期末勤勉手当のうち、6月支払予定額の6分の4（12月から3月の4か月分）を計上しています。

[純資産の部]

1 公共資産等整備国県補助金等

西条市が現在保有している資産のうち、国及び県の支出金により形成された額です。

2 公共資産等整備一般財源等

西条市が現在保有している資産のうち、今までに支払われてきた税金等により形成された額です。

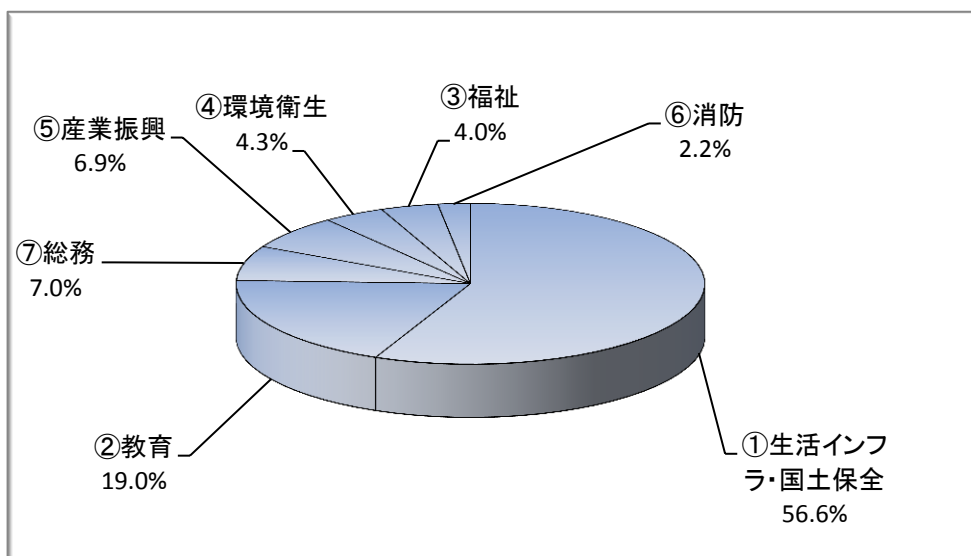
3 その他一般財源等

西条市が現在保有している資産のうち、将来財源として自由に使用できる額です。

○貸借対照表の分析

①有形固定資産の行政目的別割合

有形固定資産の行政目的別割合では、道路や公園整備などの「生活インフラ・国土保全」が56.6%を占めており、社会資本の半分以上が生活のための基盤整備分となっています。その次が小・中学校、公民館などの「教育」が19.0%、庁舎や文化会館などの「総務」が7.0%となっています。



②社会資本形成の世代間負担比率

社会資本形成の結果を表す公共資産のうち、純資産による形成割合を見ることにより、これまでの世代（過去及び現世代）によって既に負担された割合を見ることができます。

西条市はこれまでの世代の負担が76.3%、将来世代の負担が27.7%となっています。地方公共団体の平均的な値としては、これまでの世代の負担比率は50%～90%、将来世代の負担比率は15%～40%とされるため、本市は過度の負担を将来世代の残すことなく、資産形成を行っているといえます。

項 目	金額(千円)	負担比率(%)
これまでの世代の負担額(純資産合計)	128,479,387	76.3%
将来世代の負担額(地方債残高)	46,588,666	27.7%
公共資産合計	168,366,724	-

③歳入額対資産比率

歳入総額に対する資産の比率を見ることにより、形成されたストックである資産は何年分の歳入が充当されたかを見ることができます。

西条市の歳入額対資産比率は3.7年分となっています。地方公共団体の平均的な値は、3.0～7.0の間とされるため、本市はその範囲内となっています。

項 目	金額(千円)
歳入総額(A)	49,344,374
資産合計(B)	182,679,755
歳入額対資産比率(B/A)	3.7年分

④資産老朽化比率

有形固定資産のうち、土地以外の償却資産の取得価額に対する減価償却累計額の割合から、耐用年数に比してどの程度の年数が平均して経過しているかをみることができます。

西条市の資産老朽化比率は54.5%となっています。地方公共団体の平均的な値は、35%～50%の間とされるため、資産の老朽化がやや進んでいるといえます。

項 目	金額(千円)
減価償却累計額(A)	134,293,492
有形固定資産合計(B)	165,755,431
土地(C)	53,804,208
資産老朽化比率(A/(B-C+A))	54.5%

2 行政コスト計算書

行政コスト計算書とは、行政サービスを提供するために、1年間にどの分野にどのような形でいくらかコスト（費用）がかかり、それをどのような財源で賄ったかを表すものです。貸借対照表から得られる資産情報だけでなく、資産形成以外の行政サービスに費やされたコスト情報を把握できます。また、コストと収入を比較することで、財政運営の状況がわかります。

⇒別添 普通会計行政コスト計算書をご覧ください。

【経常行政コスト】

西条市の活動に伴い必然的に発生する行政経営資源の消費を言います。

- 1 人にかかるコスト
行政サービスを実施する職員に要する経費です。
- 2 物にかかるコスト
行政サービスを運営するための施設などの維持経費や事務的な経費などです。
- 3 移転支的的なコスト
負担金や補助金などのように他の主体に移転して効果が出てくるようなものです。
- 4 その他のコスト
支払利息など上記に属さないものです。

【経常収益】

西条市が行政経営の財源として受け入れる収入で、使用料、手数料、分担金、負担金などを計上しています。

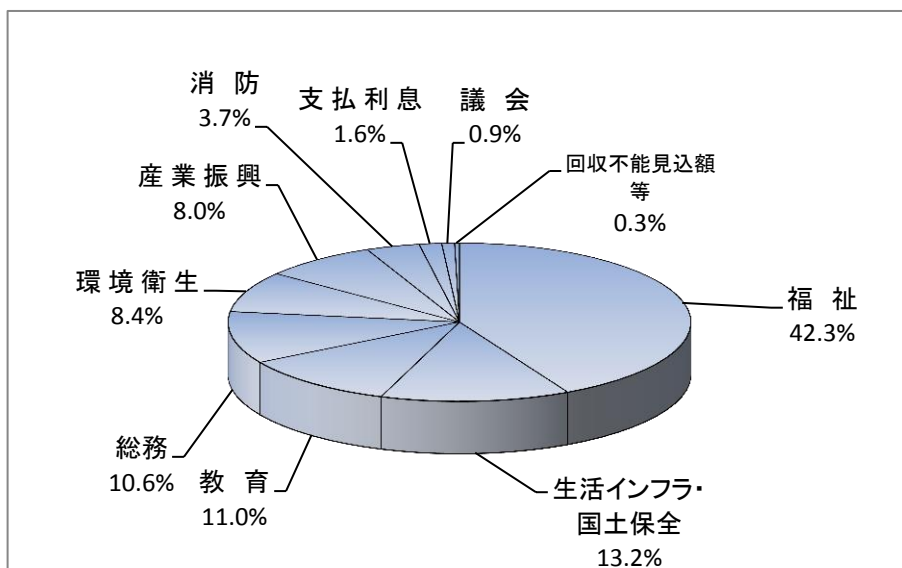
【純経常行政コスト】

経常行政コストから経常収益を差し引いた額で、地方税や補助金で賄うべきコストがどれだけかを表しています。

○行政コスト計算書の分析

①行政目的別のコスト比較

行政目的別のコストを比較すると、生活保護費などの社会保障給付や国民健康保険・介護保険特別会計への繰出しがある「福祉」が42.3%となっており、次いで資産の減価償却費や公共下水道事業特別会計への繰出しがある「生活インフラ・国土保全」が13.2%、小中学校をはじめとする教育施設運営等の物件費などがある「教育」が11.0%となっています。



②受益者負担比率

行政コスト計算書における経常収益は、いわゆる受益者負担の金額であるため、経常収益の行政コストに対する割合を算定することで、受益者負担割合を算定することができます。

西条市の受益者負担比率は普通会計全体で3.5%となっており、地方公共団体の平均的な値としては、2～8%の間とされるため、本市はその範囲内となっています。

行政目的	経常コスト (千円)	経常収益 (千円)	受益者負担率
生活インフラ・国土保全	5,134,497	134,475	2.6%
教育	4,277,255	78,433	1.8%
福祉	16,414,459	701,485	4.3%
環境衛生	3,244,062	128,948	4.0%
産業振興	3,108,018	46,825	1.5%
消防	1,451,980	1,356	0.1%
総務	4,120,384	49,149	1.2%
議会	346,333	0	0.0%
普通会計全体	38,837,608	1,369,778	3.5%

③行政コスト対公共資産比率

行政コストの公共資産に対する比率を見ることで、資産の活用をするためにどれだけのコストがかかっているか、あるいはどれだけの資産でどれだけの行政サービスを提供しているかを見ることができます。

西条市の行政コスト対公共資産比率は23.1%となっており、地方公共団体の平均的な値としては、10～30%の間とされるため、本市はその範囲内となっています。

項 目	金額(千円)
経常行政コスト(A)	38,837,608
公共資産(B)	168,366,724
行政コスト対公共資産比率(A/B)	23.1%

④行政コスト対税収等比率

純経常行政コストに対する一般財源等の比率を見ることによって、当年度に行われた行政サービスのコストから受益者負担分を除いた純経常行政コストに対して、どれだけが当年度の負担で賄われたかがわかります。

比率が100%を下回っている場合は、翌年度以降へ引き継ぐ資産が蓄積されたり、翌年度以降へ引き継ぐ負担が軽減されたことを表し、逆に比率が100%を上回っている場合は、過去から蓄積した資産が取り崩されたり、翌年度以降へ引き継ぐ負担が増加したことを表しています。また、比率の数値が100%から乖離しているほど、それらの割合が高いこととなります。

西条市は100.5%となっており、地方公共団体の平均的な値としては、90～110%の間とされるため、本市はその範囲内となっています。

項 目	金額(千円)
純経常行政コスト(A)	37,467,830
一般財源(B)	26,875,056
補助金等受入(その他一般財源等の列)(C)	10,394,099
行政コスト対税収等比率 (A/(B+C)×100)	100.5%

3 純資産変動計算書

純資産変動計算書とは、貸借対照表の[純資産の部]について、会計年度中の動きを表しています。

⇒別添 普通会計純資産変動計算書をご覧ください。

[期首純資産残高]

前年度末の貸借対照表に計上されている純資産残高と一致します。

【純経常行政コスト】

行政コスト計算書の「(差引)純経常行政コスト」と一致します。

【補助金等受入】

普通建設事業費並びに投資及び出資金、貸付金及び基金の財源となった国庫、県支出金が該当します。

【臨時損益】

経常的でない特別な事由に基づく損益を計上しています。具体的には、災害復旧事業費、公共資産の売却に伴う公共資産計上額と売却額との差額などが計上されています。

【科目振替】

取得時の財源投入額や処分時の財源増加額を把握し、財源の異動を明らかにします。

○純資産変動計算書の分析

期首に1,289億円あった純資産残高が期末では1,285億円と1年間で約4億円減少しています。これは純経常行政コストの増加や地方税及び地方交付税の減少などが要因となります。

今後とも、経常的経費の見直しなどによる純経常行政コストの削減に努め、一般財源を確保することにより、純資産残高を維持していく必要があります。

4 資金収支計算書

資金収支計算書とは、資金の増減、残高、流れを示し、貸借対照表と行政コスト計算書を補完し、資金収支の状況を明らかにするもので、キャッシュ・フロー計算書ともいいます。市が1年間に行った活動を3つに区分し、決算の歳入と歳出をその区分に従って分類します。資金が増加する項目はプラス、減少する項目はマイナスで表され、資金の調達内容（収入）と使いみち（支出）を示します。1年間にどのような活動があり、どのように資金が動いて、その結果いくら残高になったかがわかります。

⇒別添 普通会計資金収支計算書をご覧ください。

3つの活動区分は次の表のとおりです。

活動区分	内 容
経常的収支の部	市が経常的に行う行政活動から発生するキャッシュ・フロー。この黒字額が小さい場合は、財政構造が硬直化しているといえます。
行政活動による キャッシュ・フロー	
公共資産整備収支の部	社会資本形成につながる投資的な活動によるキャッシュ・フロー。
投資活動による キャッシュ・フロー	
投資・財務的収支の部	行政活動及び投資活動の結果から生じたキャッシュ・フローの差額を財政活動によってどのように補ったかを表します。
財務活動による キャッシュ・フロー	

○資金収支計算書の分析

①地方債の償還可能年数

地方債を経常的に確保できる資金で返済した場合に何年で返済できるかを表す指標で、借金の多寡や債務返済能力を見ることができます。指標が小さいほど借金の負担は軽く、債務償還能力が高いこととなります。

西条市は8.8年となっており、地方公共団体の平均的な値としては、3～9年の間とされるため、本市はその範囲内となっています。

項 目	金額(千円)
地方債残高(A)	46,588,666
経常的収支額(B)	9,658,616
地方債発行額(C)	2,650,400
基金取崩額(D)	1,689,931
地方債の償還可能年数(A/(B-C-D))	8.8年分

②基礎的財政収支（プライマリーバランス）

地方債（借金）を除いた歳入と、過去の地方債の元利払いを除く歳出のバランスを示します。歳出の方が多ければ赤字となり、将来の負担が財政規模に比べ増大することとなります。黒字になれば、新たな借金は過去の借金返済に充てられていることを示します。

西条市は約15億3千万円の赤字となっており、地方債の借り入れには、より一層、留意していく必要があります。

項 目	金額(千円)
収入総額(A)	46,805,641
地方債発行額(B)	5,818,525
財政調整基金等取崩額(C)	1,580,000
支出総額(D)	46,592,362
地方債元利償還額(E)	4,748,596
財政調整基金等積立額(F)	908,186
基礎的財政収支 (A-B-C-D+E+F)	△ 1,528,464